

広告

2024年 相続・贈与が大きく変わる

2024年 専門家にご相談して対応を

相続税の非課税枠である基礎控除が2015年に縮小されたことにより、亡くなった人の数に対して遺族が相続税を負担する割合は4%台から大きく上昇した。22年には9.6%と約1割のケースで税負担が生じており、富裕層でなくても相続税対策が求められる時代になっている。24年は相続・贈与に関する大きな税制改正があり、対応するには専門家のサポートが欠かせない。そこで、今から取り組むべき相続対策、税制改正の対応について、代表税理士の清田幸弘氏にお話しを伺いました。

生前贈与のルール改正で 相続税対策の見直しも

2024年に大きく変わったのが「相続時精算課税」制度だ。18歳以上の子または孫が60歳以上の祖父または祖母から生前贈与を受けるとき、管轄の税務署に「相続時精算課税選択届出書」を提出すると、2500万円までの贈与は贈与税が非課税になり、2500万円超の部分は一律20%課税となる。贈与は何回かに分けて行うことができるが、その都度、申告書の提出が必要で、贈与した人が亡くなったとき、この制度を使った贈与財産は相続財産に加えて相続税額を計算するため、基本的には相続税の負担は軽減されない。だが、相続財産に加算される際、贈与時の価格が適用されるため、今後の区画整理や都市開発事業で地価が上がると見込まれる土地や、値上がりが期待できる株式など

の贈与にこの制度を利用するに 相続税の対策につながる。 今回の税制改正では相続時 精算課税に年1000万円の基 礎控除が新設され、基礎控除の 範囲内の贈与であれば、申告は 不要で相続財産への加算もさ れないこととなった。さらに、 この制度を使って贈与を受け た土地・建物が、災害により一 定以上の被害を受けて資産価 値が下落した場合は、被害を受 けた金額を控除して相続財産 へ加算する。こうした利用 が増える予測される。 生前贈与を活用した相続税の 節税策として広く使われている のが「暦年贈与」だ。1月1日か ら12月31日の間に受けた贈与が 100万円までなら贈与税が課 されないため、100万円の贈 与を繰り返して行うことで資産を 減らし、相続税の課税対象を少

ランドマーク税理士法人グループは 相続・事業承継に特化した数少ない税理士事務所です。

ランドマーク税理士法人は、相続相談2万5,000件、相続申告8,000件超の実績を誇る、相続申告・生前対策・各種税務申告の専門税理士事務所です。東京・神奈川・埼玉・千葉を中心に14拠点を展開。国税局OBなど450人を超える相続税に強い社員が相続をサポートします。初回の相続は無料です(60~90分)。

- 東京丸の内事務所 TEL:03-6269-9996 FAX:03-6269-9997 東京都千代田区丸の内2丁目5番2号 三蔵ビル9階
- ◆新宿駅前事務所 TEL:03-6709-8135 FAX:03-6709-8136 東京都新宿区新宿2丁目5番5号 新宿土地建物 第11ビル3階
- ◆池袋駅前事務所 TEL:03-5904-8730 FAX:03-5904-8731 東京都豊島区池袋2丁目26番4号 両池袋平成ビル9階
- ◆町田駅前事務所 TEL:042-720-4300 FAX:042-720-4301 東京都町田市町田4丁目7-14 リンズワンビル3階
- ◆タワー事務所 TEL:045-263-9730 FAX:045-263-9731 神奈川県横浜市みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー37階
- ◆横浜駅前事務所 TEL:045-755-3085 FAX:045-755-3086 神奈川県横浜市西区北幸1丁目4番1号 横浜天正ビル17階
- ◆横浜線事務所 TEL:045-929-1527 FAX:045-929-1528 神奈川県横浜市磯子区台町644番地
- ◆新横浜駅前事務所 TEL:045-350-5605 FAX:045-350-5606 神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目4番1号 日本生命新横浜ビル7階
- ◆武蔵小杉駅前事務所 TEL:044-281-3003 FAX:044-281-3004 神奈川県川崎市中原区小杉町1丁目403番地35 武蔵小杉グランドプレイス4階
- ◆大宮駅前事務所 TEL:048-776-9684 FAX:048-776-9685 埼玉県さいたま市大宮区坂本1丁目7番地4 エンジェルスビル2階
- ◆新松戸駅前事務所 TEL:047-702-7220 FAX:047-710-5805 千葉県松戸市新松戸一丁目498番地 コンフォート新松戸4階

くすることができ、ただし、相続前3年間に贈与した財産は相続財産に加算される。これを「生前贈与加算(相続財産への持ち戻し)」という。今回の税制改正で、27年1月1日以降の相続から持ち戻しの期間が徐々に延長され、31年1月1日以降の相続については7年となる。ただし、延長された4年間に受けた贈与財産については、相続財産への加算に際して100万円を差し引くことができる。

今年12月31日までとなった。 今年には相続時精算課税と暦年課税の双方に大きな見直しがあり、住宅取得等資金の贈与の特例も延長された。生前贈与による相続税の節税対策を考えると、相続税の節税対策を比較して慎重に検討する必要がある。改正によってルールが複雑になった面もあるが、相続税対策は相続に関する専門家のアドバイスを受けながら行いたい。

事業承継税制は 経営者には、自身の相続対策と事業承継対策の両方が必要となる。事業承継に当り、相続税の負担が重くなること、多額、円滑な事業承継の妨げとなる。そこで、事業承継税制の特例が設けられており、適用を受けると自社株式に対する贈与税・相続税が猶予される。一定条件を満たすと免除される。この特例の適用を受けるには都道府県に「特例承継計画」を提出しなければならない。今回の法改正でその期限が2年延長され、26年3月31日までとなった。ただし、特例の対象となるのは27年12月31日までの贈与。相続税の非課税になる。良質な住宅は、一定の耐震性能、省エネ性能、バリアフリー性能のいずれかを有する住宅をいう。今回の改正で、この特例の適用期限が3年間延長されて26

定例セミナー開催 要予約 ※定例セミナーは1回1回の開催です。

テーマ「相続2024年問題」

生前贈与に関するルール、マンションの評価方法、相続登記の義務化等の詳しい改正点や対策方法を解説します。

日時: 4月24日(水) 14:00~16:00 (セミナー14:00~15:00 個別相談15:00~16:00)

会場: 新横浜セミナールーム 神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目4番1号 日本生命新横浜ビル6階

随時開催 要予約

税務無料相談会

相続に関するご相談を専門の相談員が承ります。当日はより具体的なご提案をさせていただきますために、財産の概算額がわかるもの(メモ書きでも可)・固定資産税の課税明細書・確定申告書をお持ちください(要予約)。

日時: 毎週火曜日 9:30-10:30 ②13:00-14:00 ③16:00-17:00
会場: 東京丸の内事務所/町田駅前事務所/新松戸駅前事務所

日時: 毎週水曜日 9:30-10:30 ②13:00-14:00 ③16:00-17:00
会場: 新横浜駅前事務所/横浜駅前事務所/大宮駅前事務所

日時: 毎週木曜日 9:30-10:30 ②13:00-14:00 ③16:00-17:00
会場: 池袋駅前事務所/武蔵小杉駅前事務所/新横浜駅前事務所

セミナー相談会のお問い合わせ、お申し込みは下記まで

TEL.0120-48-7271
平日9:00~18:00 土曜日9:00~18:00 日曜・夜10:00~17:00
https://www.landmark-tax.com/

YouTubeショート更新中
弊社税理士清田幸弘が「相続2024年問題」についてポイントを解説!



ランドマーク税理士法人は相続・事業承継・資産承継の 専門家集団として総合的にサポートします。

 清田 幸佑 公認会計士・税理士 その後のランドマーク税理士法人勤務	 平塚 一成 税理士 その後のランドマーク税理士法人勤務	 松本 下豊 税理士・不動産鑑定士 その後のランドマーク税理士法人勤務	 押山 満 元国税調査官・税理士 その後のランドマーク税理士法人勤務	 石丸 司 元国税調査官・税理士 その後のランドマーク税理士法人勤務	 小倉 正裕 元国税調査官・税理士 その後のランドマーク税理士法人勤務	 清田 幸弘 税理士・行政士 その後のランドマーク税理士法人勤務	 金子 守 元国税調査官・税理士 その後のランドマーク税理士法人勤務	 大坂 裕彦 元国税調査官・税理士 その後のランドマーク税理士法人勤務	 岡山 敦 元国税調査官・税理士 その後のランドマーク税理士法人勤務	 永瀬 寿子 税理士 その後のランドマーク税理士法人勤務	 植松 務 公認会計士・税理士 その後のランドマーク税理士法人勤務	 杉山 貴紀 税理士 その後のランドマーク税理士法人勤務
--	---	--	---	---	--	--	---	--	---	---	--	---